

任意継続被保険者の皆様へのご案内

クボタ健康保険組合

【1】資格期間

◎任意継続被保険者の資格は、資格取得日から2年間です。

途中で資格喪失する場合は、(下記【3】の③④⑤⑥に該当する場合)必ず「任意継続被保険者 資格喪失申出書兼保険料還付請求書」をご提出のうえ、クボタ健康保険組合(以下、クボタ健保)までお電話下さい。

【2】保険料の納付

保険料は、退職時の標準報酬月額か組合平均標準報酬月額のどちらか低い額に保険料率を乗じた金額です。令和7年度の組合平均標準報酬月額は470千円(令和6年度440千円)です。(組合平均標準報酬月額・保険料率は毎年見直されます。)※退職後の収入の増減による保険料変更はありません。

納付の種類	納付方法	備考	納付証明書
一年前納 (4~3月)	(通知時期) 3月上旬 「健康保険 納付書」を送付します。 記載している納付期限までに指定の 銀行へ振り込み願います。 (手数料自己負担)	納付時の領収書 は、確定申告等に 必要ですので、大 切に保管下さい。	(申請不要) 12月末頃、 全員に送付し ます。領収書の ない方や紛失 された方は、領 収書としてお 使い頂けます。
半期前納	(通知時期) ・4~9月分 3月上旬 ・10~3月分 8月下旬		
月払い	ゆうちょ銀行の口座(本人名義)から自動引き落とし <u>毎月10日までに必ず、【保険料+手数料 33円】が引き落と しできるように、残高をご確認下さい。</u>	「自動払込利用申 込書」で手続きを して下さい。	

※毎年3月上旬に、クボタ健保から任意継続被保険者全員に年度更新の通知(納付書等)を送付します。

保険料の納付方法の変更は年度更新時のみ可能です。※クボタ健保へご連絡下さい。

※納付期日に遅れると、資格を失います(健康保険法第38条3号)のでご注意下さい。

【3】資格喪失と手続き

下表①~⑥の場合に限り、任意継続被保険者の資格を喪失します。

	任意継続資格の喪失理由 (健康保険法第38条)	手続きについて	健保 連絡
①	期間満了	<u>「資格喪失日(満了日の翌日)の前月 20 日頃にクボタ健保から 「資格喪失証明書」を送付します。(証明書の申請は不要)</u>	不要
②	保険料を期日までに納付しない	クボタ健保にて資格喪失手続きを行います (ただし、正当な理由があるとクボタ健保が認めたときを除く)	要
③	再就職して健康保険又は船員保 険に加入	「任意継続被保険者 資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」 をご提出ください。 ※⑥の場合は、「埋葬料(費)請求書」もご提出ください ※申請書はクボタ健保のホームページから入手できます	要
④	任意継続被保険者でなくなるこ とを希望(③の場合を除く)		
⑤	65~74歳で障害認定を受け、後 期高齢者医療に加入		
⑥	本人が死亡した		

※資格喪失後の医療機関受診が確認できた場合は、クボタ健保が負担している医療費を返還して頂きますのでご了承下さい。

【4】変更事項の届出

上記喪失理由の他、扶養家族の増減・住所・氏名・電話番号・銀行口座に変更があった場合は、ただちにクボタ健保へご連絡下さい。

裏面に続く

【5】保険給付について

- 給付金が発生した場合は、任意継続申請時にご記入頂いた口座へ毎月25日頃に支給します。
- 月々の医療費については毎月25日頃に、「年間医療費のお知らせ」については毎年1月25日頃からクボタ健保のホームページで確認できます。

《給付の一例》 【下記は一例、その他の給付や詳細についてはクボタ健保のホームページをご確認下さい。】

	法定給付	手続き	付加給付（健保独自）
病気・ケガ	高額療養費	自動払い（通常、申請は不要） 診療月から約3ヶ月後に支給	合算高額療養費付加金・一部負担還元金・家族療養費付加金→自動払い（通常、申請は不要。） 但し、0～12才は申請が必要。） 医療助成対象者と確認できた場合は、原則不支給となります。
	療養費	請求払い (クボタ健保ホームページから申請書を入力)	
	傷病手当金 ※	※ 但し、下記要件を満たしていること	
出産	出産育児一時金	●被保険者期間が継続して1年以上あること (任意継続期間を含まない) ●資格喪失前日(退職日)に支給を受けているか、受けられる条件を満たしていること 等	なし
	出産手当金 ※		
死亡	埋葬料（費）		

マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を利用するメリット

- ① 医療情報の共有化で質の良い医療が受けられます（本人同意が必要）
初めての医療機関や旅行先・災害時でも薬剤・診療情報・特定健診結果が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
- ② 限度額適用認定証がなくても、高額な窓口負担が免除されます（本人同意が必要）
クボタ健保への申請手続きは不要です。高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。
- ③ 医療費が20円節約できます

よくあるご質問

Q. マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安…

A. マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません。

万が一紛失しても、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (24時間365日受付) に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です。



デジタル庁 総務省

【6】健診等について

- ① 特定健診受診対象者には5月頃ご自宅に「家族健診(特定健診)のご案内」を送付します。
「A巡回型健診（ホテル・公民館などで受診）」「B施設型健診（提携の健診機関で受診）」「C医療機関健診（お近くの医療機関で受診）」のいずれかを選択し、受診して下さい。
※年度途中で任意継続に切替された方で、特定健診の受診を希望される方は、クボタ健康保険組合までご相談下さい(当該年度の会社の定期健康診断を受診されていない方に限る)なお、再雇用勤務者の定期健康診断は、各社の指示に従い受診して下さい。
※A巡回型健診、B施設型健診では、各種がん検診も無料で受診できます。
※受診資格は喪失日の前日までとなります。
 - ② 事業所内の診療所は、原則受診できません。
 - ③ 人間ドック・がん検診・一般健診・保養助成金（宿泊旅行費用の一部）の各種補助制度が利用できます。
 - ④ 歯科検診・クボタ健康ダイヤルが無料で利用できます。
- ※③④の詳細および各申請書については、クボタ健保のホームページで確認、入手できます。

◆お問い合わせ先◆

保険証・保険料について …… TEL 06-6648-3620 / FAX 06-6648-3626

限度額適用認定証・医療費について …… TEL 06-6648-3615 / FAX 06-6648-3626

健診・人間ドック・がん検診等について …… TEL 06-6648-3616 / FAX 06-6648-2101

クボタ健康保険組合

検索



<https://www.kenpo.gr.jp/kubota/>